

委託契約書（案）

委託番号 第15－ － － 号

委託業務の名称 平成27年度浪江町きずな再生強化事業（開発）

委託業務の場所 日本国内

委託料の額 年額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

委託の期間 着手 平成27年 9月 1日

履行期限 平成28年 3月 31日

上記の委託業務について、委託者 浪江町 を甲とし
受託者 ○○ を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 仕様書に明示されないもので必要がある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（契約の保証）

第2条 甲は、乙の契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（監督員）

第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。

2 甲は、前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な

監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(総括責任者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代って技術上の管理をつかさどる総括責任者（主任技術者）をおき、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害をうけたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(知的財産権侵害の責任)

第8条 乙が甲に納品した納入物の利用によって、乙が第三者の知的財産権を侵害したときは、乙は甲に対し、第9条第2項所定の金額を限度として、かかる侵害により甲に生じた損害（侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が甲の責に帰する場合はこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

2 甲は、本契約に従い乙が甲に納品した納入物の利用に関して、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合には、直ちにその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。

(損害負担)

第9条 乙は、委託業務の実施に関し乙の責めにより発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）を当該委託業務の対価を限度として賠償する責めを負うものとする。

(報告書の提出及び確認)

第10条 乙は、毎月、遅滞なく甲に作業報告書および実施報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から14日以内に提出された報告書を確認し結果を乙に通知する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条により甲が確認した実績報告書に基づき頭書記載委託料の支払い金額を請求することができる。なお、年度末の請求については、年度末の翌月第1週までに請求金額を確定し、甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(委託料の変更)

第12条 計画している作業に増減が生じた場合及び作業に係る経費に増減が生じた場合は、甲乙協議して委託料の変更をすることができる。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により、履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条第1項及び第7条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年8.25%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は未受領金につき、遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の支払いを甲に請求をすることができる。

5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は甲に対し、委託料の額の100分の5に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は甲に対し、損害の賠償を該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間内に委託業務が完成しないとき、又は委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (4) 正当な理由がなく、着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において 同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 第 3 条の規定に違反したとき。
- (9) 前 4 号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し請求することができる。
- (10) 第 3 項に規定する事由によらないで、契約の解除の申出があったとき。

(談合による損害賠償)

第 15 条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するとき、第 14 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として委託料の額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号から第 4 号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たるときその他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
 - (3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (4) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 16 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（情報セキュリティ要件）

第 17 条 甲及び乙は、この契約を履行するための情報セキュリティについては、「別記 1 情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第 18 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「別記 2 個人情報取扱い特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第 19 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、福島地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(補則)

第 20 条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

平成 27 年 月 日

委 託 者 住 所 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番
地の 2

浪江町
浪江町長 馬 場 有

受 託 者 住 所